

路線名 9705 山寺東5号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字 谷田446番1か ら	変更前	3.3~6.0	43.6	
草津市山寺町字 上ノ山堂464番 1まで	変更後	4.0~7.6	43.6	

路線名 9801 岡本1号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市岡本町字 葎シ谷644番4 から	変更前	5.0~5.8	18.8	
草津市岡本町字 葎シ谷644番ま で	変更後	5.8~6.7	18.8	

路線名 9807 岡本7号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市岡本町字 南平409番1か ら	変更前	4.2~5.8	92.8	
草津市岡本町字 南平435番まで	変更後	4.2~5.9	92.8	

路線名 9908 岡本26号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市岡本町字 南平423番4か ら	変更前	6.0~12.5	67.8	
草津市岡本町字 南平427番まで	変更後	6.0~12.3	66.2	

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第80号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年3月31日から令和4年4月15日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

道路の種別 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
1261 南笠東中央線	草津市笠山一丁目字笹ノ口417番4から 草津市笠山一丁目字笹ノ口417番10まで	令和4年3月31日	
2341 追分矢倉南山田線	草津市追分八丁目字荒堀703番6から 草津市追分八丁目字中尾593番まで	令和4年3月31日	
2351 野路矢橋線	草津市野路二丁目字瓦屋1098番2から 草津市矢橋町字花田214番1まで	令和4年3月31日	
3408 下笠外環状線	草津市下笠町字内西3273番から 草津市下笠町字夷子3472番まで	令和4年3月31日	
3701 南山田御倉線	草津市南山田町字小市500番から 草津市南山田町字桃ヶ淵443番1まで	令和4年3月31日	
3704 矢橋新浜線	草津市矢橋町字花ノ木805番3から 草津市矢橋町字花ノ木805番1まで	令和4年3月31日	
3806 矢橋野路西線	草津市野路町字榊差1251番23から 草津市野路町字榊差1250番3まで	令和4年3月31日	
3807 南笠西中央線	草津市南笠東一丁目字額木599番から 草津市南笠東一丁目字額木602番27まで	令和4年3月31日	

3903	岡本若草線	草津市岡本町字大谷1000番3から 草津市岡本町字大谷1000番3まで	令和4年 3月31日	
3911	新草津川北線	草津市矢倉一丁目 字中島876番4から 草津市矢倉一丁目 字中島881番1まで	令和4年 3月31日	
3912	新草津川南線	草津市東草津三丁目 字上戸菊223番16から 草津市東草津三丁目 字上戸菊222番22まで	令和4年 3月31日	
4316	下笠16号線	草津市下笠町字川 中967番1から 草津市下笠町字辻 出980番1まで	令和4年 3月31日	
5527	下笠南7号線	草津市下笠町字樋 尻663番から 草津市下笠町字樋 尻667番1まで	令和4年 3月31日	
6313	西渋川北5号線	草津市西渋川二丁目 字スダレ21番6から 草津市西渋川二丁目 字スダレ18番7まで	令和4年 3月31日	
6318	西渋川北9号線	草津市西渋川二丁目 字スダレ20番14から 草津市西渋川二丁目 字スダレ20番1まで	令和4年 3月31日	
7207	南山田東5号線	草津市南山田町字 大市645番1から 草津市南山田町字 鬼塚717番2まで	令和4年 3月31日	
7212	南山田東10号線	草津市南山田町字 小市493番から 草津市南山田町字 大池486番まで	令和4年 3月31日	

7215	南山田東13号線	草津市南山田町字 里中806番1から 草津市南山田町字 里中811番3まで	令和4年 3月31日	
7217	南山田東15号線	草津市南山田町字 南平424番1から 草津市南山田町字 桃ヶ淵477番1まで	令和4年 3月31日	
7247	南山田東19号線	草津市南山田町字 里中825番から 草津市南山田町字 小市499番まで	令和4年 3月31日	
8518	南笠西6号線	草津市南笠町字風 呂海道952番から 草津市南笠町字風 呂海道948番1まで	令和4年 3月31日	
9128	東草津北8号線	草津市東草津二丁目 字下戸菊273番11から 草津市東草津二丁目 字下戸菊273番11まで	令和4年 3月31日	
9222	追分北2号線	草津市追分五丁目 字中尾597番1から 草津市追分五丁目 字中尾455番19まで	令和4年 3月31日	
9224	追分北4号線	草津市追分五丁目 字中尾441番から 草津市追分五丁目 字中尾427番まで	令和4年 3月31日	
9303	追分南3号線	草津市追分八丁目 字荒堀704番から 草津市追分八丁目 字荒堀704番12まで	令和4年 3月31日	
9376	野路17号線	草津市野路七丁目 字蓮池1443番1から 草津市野路七丁目 字蓮池1445番2まで	令和4年 3月31日	

9479	野路75号線	草津市野路東四丁目字狸山1854番16から 草津市野路東四丁目字狸山1855番1まで	令和4年 3月31日
9705	山寺東5号線	草津市山寺町字谷田446番1から 草津市山寺町字上ノ山堂464番1まで	令和4年 3月31日
9801	岡本1号線	草津市岡本町字葎シ谷644番4から 草津市岡本町字葎シ谷644番まで	令和4年 3月31日
9807	岡本7号線	草津市岡本町字南平409番1から 草津市岡本町字南平435番まで	令和4年 3月31日

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第81号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱
草津市予防接種実施要綱（平成25年草津市告示第253号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）第24条第1項の規定により」および「同条例第51条第1項の規定により当該年度の」を削る。

別表麻しん風しんの部第5期の項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同表ヒトパピローマウイルス感染症（組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子）の項中

12歳に至る日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間	対象期間にある女子	3回	2回目の接種については1回目の接種後1月から2月半まで、3回目については1回目の接種後5月以上
--	-----------	----	---

」を

12歳に至る日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間	対象期間にある女子	3回	2回目の接種については1回目の接種後1月以上、3回目については1回目の接種後5月以上かつ2回目の接種後2月半以上
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子でヒトパピローマウイルス感染症（組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子）の予防接種が終了していない者	3回から既に接種した予防接種の回数を減じた回数	

」に

改め、同表ヒトパピローマウイルス感染症（組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子）の項中

12歳に至る日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間	対象期間にある女子	3回	2回目の接種については1回目の接種後1月以上、3回目については2回目の接種後3月以上
--	-----------	----	--

」を

12歳に至る日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間	対象期間にある女子	3回	2回目の接種については1回目の接種後1月以上、3回目については2回目の接種後3月以上
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子でヒトパピローマウイルス感染症（組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子）の予防接種が終了していない者	3回から既に接種した予防接種の回数を減じた回数	

改める。

別記様式第1号中「印」を削る。

別記様式第6号および別記様式第7号中「㊟」および

<input type="checkbox"/> ロタウイルス	1回目・2回目・ロタテックのみ3回目
---------------------------------	--------------------

削る。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市予防接種実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第82号

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、造血幹細胞移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が、再度の予防接種（以下「再接種」という。）を受ける場合に要する費用の助成について必要な事項を定める。その助成に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象)

第2条 この要綱による再接種費用助成金（以下「助成金」という。）の対象は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 接種日において草津市に住所を有する者
- (2) 造血幹細胞移植等の医療行為により、定期予防接種として接種済みのワクチンの抗体を失ったため、再接種の必要があると医師が判断した者
(対象となる再接種)

第3条 助成の対象となる再接種は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項に規定するA類疾病のうち、医師の指示により再接種を行うもの
- (2) 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に基づき、適正に接種されたもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該予防接種および抗体検査の費用として請求のあった額（医師が記載する理由書等の文書料を除く。）とする。ただし、予防接種に係る費用については、草津市予防接種実施要綱（平成25年草津市告示第253号）第3条に定める医療機関に委託している金額を上限とする。

(助成対象認定申請)

第5条 助成を受けようとする対象者またはその保護者（以下「申請者」という。）は、再接種を受ける

前に草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に申請するものとする。

- (1) 草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書（別記様式第2号）
- (2) 母子健康手帳などの抗体を失う前の対象者の定期予防接種の履歴を確認することができるものの写し
- (3) その他市長が必要と認める書類（認定通知書等の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは速やかに審査を行い、対象者として適当であると認められる場合は、草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。ただし、不認定と決定したときは、草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象不認定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実施方法）

第7条 前条の認定通知書を受けた対象者は、医療機関において第3条に規定する予防接種を受け、その費用を当該医療機関に支払うものとする。

（実施報告）

第8条 申請者は、対象者が再接種を受けた日以降の最初の3月31日までに草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種実施報告書兼助成金請求書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 母子健康手帳等の再接種内容を確認することができるものの写し
- (2) 抗体検査および再接種に係る費用の領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、速やかにその内容を審査し、助成金の額を確定したときは、草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成額決定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、交付を受けた者が偽りその他の不正な手段により助成を受けたときまたは助成金を他の用途に使用したときは、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

（助成決定の返還）

第11条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）
草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定申請書
年 月 日

草津市長 申請者
住 所
氏 名
被接種者との続柄 ()
電話番号

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

被接種者	住所	滋賀県草津市			
	氏名		生年月日	年 月 日	生
	保護者氏名		電話番号		
再接種を行う 予防接種の種類 <small>※いづれかに○をつけてください。</small>	※該当する定期予防接種に○をしてください。				
	<input type="checkbox"/> B 型 肝 炎	1 回目	2 回目	3 回目	
	<input type="checkbox"/> B C G				
	<input type="checkbox"/> ヒ ン 感 染 症	1 回目	2 回目	3 回目	1 期追加
	<input type="checkbox"/> 小児用肺炎球菌感染症	1 回目	2 回目	3 回目	1 期追加
	<input type="checkbox"/> 四 種 混 合	1 回目	2 回目	3 回目	1 期追加
	<input type="checkbox"/> 二 種 混 合 (D T)				
	<input type="checkbox"/> 麻しん風しん混合 (M R)	1 期	2 期		
	<input type="checkbox"/> 水 痘	1 回目	2 回目		
	<input type="checkbox"/> 日 本 脳 炎	1 回目	2 回目	1 期追加	2 期
<input type="checkbox"/> ヒトパピローウイルス感染症	1 回目	2 回目	3 回目		
<input type="checkbox"/> そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目	2 回目	3 回目		
<input type="checkbox"/> そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目	2 回目	3 回目		
接種予定医療機関	(病院 医院 診療所 施設)				
接種予定日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※添付書類
・草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書（別記様式第2号）
・定期予防接種の履歴が確認できるもの（母子健康手帳など）

様式第2号(第5条関係)

草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書

造血幹細胞移植後等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記の者について、このたび、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。
なお、再接種の必要性および副反応については十分に説明し、本人(保護者)より同意を得ています。

Form with fields for name, date of birth, residence (草津市), vaccination history (B型肝炎, ヒブ感染症, etc.), and medical institution details.

様式第3号(第6条関係)

第 年 月 日

様

草津市長

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象認定通知書

年 月 日に申請を受け付けた、予防接種再接種費用の助成について認定することとしましたので、通知します。

記

Table with columns for recipient name, date of birth, and a section for '再接種費用を助成できる予防接種' (Vaccinations eligible for cost assistance).

申請された予防接種のうち、再接種費用を助成できない予防接種がある場合
助成できない予防接種の種類:
助成できない理由:

様式第4号(第6条関係)

第 年 月 日

様

草津市長

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成対象不認定通知書

年 月 日に申請を受け付けた、予防接種再接種費用の助成について不認定とすることとしましたので、通知します。

記

Table with columns for recipient name, date of birth, and a section for '不認定理由' (Reasons for non-approval).

様式第5号(第8条関係)

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種実施報告書兼助成金請求書

第 年 月 日

草津市長

申請者

住所

氏名

電話

被接種者との続柄()

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

Table for cost request with columns for recipient name, date of birth, and a detailed breakdown of '接種費用内訳' (Breakdown of vaccination costs) including B型肝炎, ヒブ感染症, etc.

水痘	1回目	年	月	日	円
	2回目	年	月	日	円
日本脳炎	1回目	年	月	日	円
	2回目	年	月	日	円
	1期	年	月	日	円
	2期	年	月	日	円
ヒトヒコロウイルス感染症	1回目	年	月	日	円
	2回目	年	月	日	円
	3回目	年	月	日	円
その他のワクチン名()	1回目	年	月	日	円
	2回目	年	月	日	円
	3回目	年	月	日	円
その他のワクチン名()	1回目	年	月	日	円
	2回目	年	月	日	円
	3回目	年	月	日	円
振込先 金融機関	銀行・農協 金庫・信用組合				店 支 所
	預金種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				

※添付書類
 ・抗体検査および再接種に係る領収書
 ・再接種した予防接種の内容が記載されているもの
 ・口座番号がわかるもの

様式第6号(第9条関係) 第 号
 年 月 日

様
 草津市長

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成額決定通知書

年 月 日に請求を受け付けた、草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成について、下記金額を助成することを決定したので通知します。

記
 助成決定額 金 円

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第83号

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱(令和元年草津市告示第131号)の一部を次のように改正する。

第1条中「がんの治療に伴う外見の悩みに対し」を「がんの治療の副作用に伴う外見の変化に対し」に、「外見上の変化を補うための補整用具」を「外見上の変化を補うためにがん患者が購入する補整具(以下「補整具」という。)」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「対象者」の右に「(以下「助成対象者」という。)」を加え、同条第2号中「副作用により脱毛が生じる抗がん剤を使用し治療を行っていること。」を「その治療を行った、または行っていること。また、抗がん剤の治療(副作用)に伴い脱毛し、または手術による乳房切除を行った者であること。」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条各号列記以外の部分中「抗がん剤等による治療の副作用に伴う外見上の変化を補うためにがん患者が購入する補整用具(以下「補整用具」という。)」を「補整具」に改め、同条第1号中「ケア用品は含まない。」の右に「または帽子」を加え、同条第2号中「帽子」を「乳房補整具(手術による乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッドおよび人工乳房をいう。ただし、本体価格に含まれない付属品やケア用品は対象としない。)」に改める。

第4条中「1人につき、」を「1人あたり、前条各号ごとに」に、「補整用具」を「補整具」に改める。

第5条各号列記以外の部分および第1号中「補整用具」を「補整具」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 乳房補整具の申請の場合、がん治療に伴い乳房を切除したことを証明する書類

第5条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「対象者1人につき」を「助成対象者1人あたり、第3条各号ごとに」に改め、同項を同条第4項とし、同条第

2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第3号の書類は、次のいずれかの書類とする。

- (1) 診療明細書
 - (2) 治療方針計画書
 - (3) その他乳房を切除したことを証明するもの
- 付則第2項を削り、付則第1項の見出しおよび項番号を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第1号(第5条第1項)

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書

草津市長 宛

_____年 月 日

草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、本申請のために、健康増進課長が助成対象者の住民登録の状況を閲覧することを承諾します。

申請者

住 所 〒525-00 _____ 草津市

氏 名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (満 歳)

電話番号 _____ - _____

助成対象者	(フリガナ) 氏 名			
	生年月日	年 月 日	連絡先(電話番号)	
	住 所	〒 _____		
がんの治療状況	医療機関名			
	診療科		主治医氏名	
	治療方法	手術・放射線・薬剤・その他()		
	治療開始時期	年 月から	治療終了時期	年 月まで
がん治療を受けていることを証する書類		お薬手帳・診療明細書・治療方針計画書 ・その他()		
補整具が必要な理由				
購入した補整具	種別	医療用ウィッグ等本体、帽子		乳房補整具
	購入年月日 ※注)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
他の公的助成金の受給の有無		有 ・ 無		
申請金額の算定 (上限10,000円)	補整具の購入価額	アの1/2の額	助成単価上限額またはイのいずれか低い額	助成金申請金額(ウ)
	ア 円	イ 円	ウ 円	円
振込先	金融機関名	銀行 信金 信組 農協		
	本・支店名	本店・()支店・出張所・代理店		
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

※注)補整具の購入年月日を記入する際、申請する補整具が複数ある場合は購入日時が一番古いものを記入すること

【市使用欄】届出する人(下記写真付きのものは1つ、それ以外は2つ提示が必要)

<input type="checkbox"/> 本人確認	免許証・個力・保険証・旅券・身障・シルバーほっと・他()
<input type="checkbox"/> 代理人確認	(1)委任状 (2)免許証・個力・保険証・旅券・身障・シルバーほっと・他()
<input type="checkbox"/> 代理権確認	成年後見人：成年後見人登記証明書
	任意代理人：(1)委任状 (2)被接種者の身元確認書類(免許証・個力・保険証・旅券・身障・他())

受付者:

付 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行し、改正後の草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に購入する補整具から適用する。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第84号

草津市健幸ポイント制度事業実施要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市健幸ポイント制度事業実施要綱を廃止する要綱

草津市健幸ポイント制度事業実施要綱（平成28年草津市告示第168号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年3月31日揭示済み)

草津市告示第85号

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年3月31日

草津市長 橋 川 涉

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市自主防災組織事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

補助対象事業	補助対象経費	補助率等	補助限度額
運営事業	自主防災組織の運営に要する経費	定額	19,000円
防災備品等購入事業（別表第1関係）	別表第1に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の3分の1	500,000円
防災備品等購入事業（別表第2関係）	別表第2に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の3分の1	防災啓発事業と合算して100,000円
防災啓発事業	防災啓発誌等（自ら企画立案したもので全戸配布するものに限る。）の作成に係る印刷製本費等	事業費の3分の1	防災備品等購入事業（別表第2関係）と合算して100,000円
滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織防災備品等購入事業	別表第3に掲げる備品等の購入等に要する経費	市補助費の2分の1	300,000円

第3条第2号中「ならびに消防用ホース購入リスト（別記様式第3号）」を削る。

第4条中「（別記様式第4号）」を「（別記様式第3号）」に改める。

第5条中「（別記様式第5号）」を「（別記様式第4号）」に改める。

第6条第1号中「（別記様式第6号）」を「（別記様式第5号）」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「（別記様式第7号）」を「（別記様式第6号）」に改める。

別表第2 防災用被服類の項に次のように加える。

チェーンソー・エンジンカッター保護衣一式

別記様式第2号中「かまどベンチの管理形態・減災事業計画」を削り、「注1」を「注」に改め、「注2 かまどベンチを購入し、または制作する場合、補助対象事業完了後のかまどベンチの管理形態および減災事業（訓練、行事等）計画を記入してください。」を削る。

別記様式第3号を削り、別記様式第4号を別記様式第3号とし、別記様式第5号を別記様式第4号とし、別記様式第6号を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「かまどベンチの管理形態・減災事業計画」を削り、「注1」を「注」に改め、「注2 かまどベンチを購入、または制作した場合、補助対象事業完了後のかまどベンチの管理形態および減災事業（訓練、行事等）計画を記入してください。」を削り、同様式を別記様式第6号とする。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和4年3月31日揭示済み）

草津市告示第86号

草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 涉

草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市家庭教育学習事業費補助金交付要綱（平成22年草津市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、小学校または中学校のPTA（以下「単位PTA」という。）」を「、保育所、小学校または中学校のPTAまたはPTAに準ずる組織（以下「単位PTA等」という。）」に改める。

第2条第1項中「単位PTA」を「単位PTA等」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年4月1日揭示済み）

草津市告示第87号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第4項の規定による区域および時間を次のように指定し、草津市建築基準法等施行細則（平成3年草津市規則第22号）第25条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 涉

1 指定する区域

草津市全域（用途地域が定められていない土地の区域に限る。）

2 常備消防機関の現地到着時間 30分

（令和4年4月1日揭示済み）

草津市告示第88号

公金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託するので、告示する。

令和4年4月1日

草津市長 橋 川 涉

1 地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく告示

委託事務内容	受託者および住所	委託期間
手数料条例別表第30項に基づく産後ケア事業利用に係る手数料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1番35号	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（令和4年4月1日揭示済み）

草津市告示第89号

草津市地域再生推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市地域再生推進協議会開催要綱の一部を改正する要綱

草津市地域再生推進協議会開催要綱（平成30年草津市告示第366号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市計画課」を「都市地域戦略課」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年4月1日揭示済み）

草津市告示第107号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成6年草津市規則第12号）第20条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号
- (2) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
所在地 滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル3階
- (3) 名 称 株式会社トラストバンク
所在地 東京都渋谷区二丁目24番12号
- (4) 名 称 SBペイメントサービス株式会社
所在地 東京都港区海岸一丁目7番1号
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
- (5) 名 称 paypay株式会社
所在地 東京都千代田区紀尾井町1-3
- (6) 名 称 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
ジ-

所在地 東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル10階

(7) 名 称 楽天グループ株式会社

所在地 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
楽天クリームゾンハウス

2 指定納付受託者に納付させる歳入

草津市ふるさと寄附条例（平成20年草津市条例第18号）に基づく寄附金

3 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

（令和4年4月1日揭示済み）

草津市告示第108号

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年4月1日

草津市長 橋川 渉

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、使用されていない既存園芸施設用パイプハウスの利活用や水田等における高収益作物の生産拡大を推進することにより、安定的な農業の担い手を育成し、産地の活性化を図るため、市内に設置されている園芸施設用パイプハウスおよびこれに類するもの（以下「園芸施設用パイプハウス類」という。）の撤去および処分に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 この要綱により補助を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 本市に住所を有する農業者および営農集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人その他農業者で組織する団体をいう。）のうち

本市の人・農地プランに位置づけられた中心経営体および今後中心経営体として位置付けられる見込みがあると市長が認める者

- (2) すべての市税等を滞納していない者
(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからカまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（補助対象事業等）

第3条 補助の対象事業および補助金額等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（交付制限）

第4条 同一の補助対象者が、本補助金の交付を受けることができる事業数は1回の募集ごとに1事業までとする。

（交付申請）

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付申請書（別記様式第1号）
(2) 園芸施設用パイプハウス類の撤去、再建に係る見積書
(3) 園芸施設用パイプハウス類を再建する土地の権限を証する書類
(4) 撤去予定である園芸施設用パイプハウス類の現

況写真

- (5) 国の共済制度または民間の保険等への加入に関する誓約書（別記様式第2号）
(6) 再建する園芸施設用パイプハウス類の利用期間に関する申出書（別記様式第3号）
(7) 納税証明書（すべての市税）
(8) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請する者は、前項に規定する補助金交付申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項に規定する申請を取り下げることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（着手）

第7条 補助対象事業は、規則第4条の交付の決定が行われるまで着手してはならない。ただし、事業の円滑な実施を図るため交付の決定前に着手する必要がある、かつ、草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に係る交付決定前着手届（別記様式第4号）を市長に提出した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、交付の決定までに補助金の交付の申請を行った者が被った損失等については補償しない。

3 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象事業に着手したときは、速やかにその旨を草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に係る着手届（別記様式第5号）により、市長に届け出なければならない。

（状況報告および立入検査等）

第8条 市長は、補助対象事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助対象事業者等に対して当該補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求め、事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査し、もしくは必要な指示をすることができる。

(補助対象事業の内容の変更)

第9条 補助対象事業者は、規則第6条の規定による決定の通知を受けた後において補助対象事業等の内容の変更(補助対象事業の完了後における成果物の変更を含む。)をする場合または補助対象事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、直ちに市長に草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金変更承認申請書(別記様式第6号)を提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、補助金を規則第16条第2項に規定する概算払により交付することができるものとし、補助対象事業者はあらかじめ草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金概算払請求書(別記様式第7号)により請求するものとする。

(指示)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合または補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を求めなければならない。

2 前項の指示を求める場合においては、補助対象事業が予定の期間内に完了しない理由および補助対象事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、別表の交付条件(2)について、事業現場等に立ち入り、出荷伝票、その他施設等を検査し、必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第13条の規定により、草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金実績報告書(別記様式第8号)を事業完了の日から起算して20日を経過した日または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象事業者は、前項の実績報告書を提出す

るにあたり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助対象事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第9号)を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が掲げる条件を満たさなくなった場合は、既に交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。ただし、自然災害その他やむを得ない事由によるものと市長が認めた場合については、この限りではない。

2 市長が返還を命ずる金額は、次の計算式により得た額とする。

$$\text{補助金} - \text{補助金} \div 10 \times \text{経過年数}$$

(財産の処分の制限)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業により再建した園芸施設用パイプハウス類を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、または担保に供する場合は、草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金で再建した園芸施設用パイプハウス類の処分の承認申請書(別記様式第10号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産がその耐用年数(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数をいう。)を経過した場合は、この限りではない。

(財産の処分に関する承認)

第15条 市長は、補助対象事業者より前条の草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金で再建した園芸施設用パイプハウス類の処分の承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、現地調査等によりその内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、速やかに承認するものとする。

2 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該

申請をした者に草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金で再建した園芸施設用パイプハウス類の処分の承認通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

事業名	補助対象経費	交付条件	補助金額
園芸施設用パイプハウス撤去および処分事業	既存園芸施設用パイプハウス類の撤去にともなう人件費、廃材処分費、運搬費その他市長が適当と認める経費 ※ただし、水稻育苗ハウスは対象外	(1) 撤去後、速やかに同規模以上の園芸施設用パイプハウス類を設置すること。 (2) 再建した園芸施設用パイプハウス類について、事業年度翌年度末までに販売用の園芸作物を作付けすること。 (3) 撤去後に再建する園芸施設用パイプハウス類が次の要件を満たすこと。 ① 自己所有または補助対象者が自らの経営において使用している園芸施設用パイプハウス類であり、今後10年以上の利用が見込まれるものであること。 ② 再建した園芸施設用パイプハウス類を対象として、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設	予算の範囲内で園芸施設用パイプハウス類の撤去と再建に係る経費に3分の1を乗じて得た額または既存園芸施設用パイプハウス類の撤去に要した経費のいずれか低い額とする。ただし、20万円を上限とする。

		共済または民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 ③ 再建した既存園芸施設用パイプハウス類が自己所有地でない土地に設置されている場合は、利用権等を設定していることまたは設定する見込みであること。	
--	--	--	--

別記
様式第1号（第5条第1項第1号関係）

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付申請書

草津市長 宛 年 月 日

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に係る補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業内容及び事業費の内訳

事業内容	実施期間		事業費 (A)+(B)+(C)	事業費の内訳			備 考
	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日		補助金 (A)	融資額 (B)	その他 (C)	
計							

2 事業完了(予定)年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 園芸施設用パイプハウス類の撤去、再建に係る見積書
- (2) 園芸施設用パイプハウス類を再建する土地の権限を証する書類
- (3) 撤去予定である園芸施設用パイプハウス類の現況写真
- (4) 国の共済制度または民間の保険等への加入に関する誓約書（別記様式第2号）
- (5) 再建する園芸施設用パイプハウス類の利用期間に関する申出書（別記様式第3号）
- (6) 納税証明書（すべての市税）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条第1項第5号関係）

国の共済制度または民間の保険等への加入に関する誓約書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代 表 者 氏 名 印

私は、 年度草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分による支援を受けて撤去および再建する園芸施設用パイプハウス類の利用開始時までに、国の共済制度または民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入することを誓約します。

記

- 1 施設等の概要
 - (1) 実施年度
 - (2) 施設等の名称
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造および規格、規模等
 - (5) 総事業費（うち市補助金等）
- 2 加入を予定している共済又は保険等の概要
 - (1) 共済または保険等名
 - (2) 加入時期
 - (3) 共済または保険等の期間

様式第3号（第5条第1項第6号関係）

再建する園芸施設用パイプハウス類の利用期間に関する申出書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代 表 者 氏 名 印

私は、 年度草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分による支援を受けて撤去および再建する園芸施設用パイプハウス類について、下記のとおり今後10年以上使用する意思があることを申し上げます。

記

- 1 施設等の概要
 - (1) 実施年度
 - (2) 施設等の名称
 - (3) 施設等の所在地
 - (4) 施設等の構造および規格、規模等
 - (5) 総事業費（うち市補助金等）
- 2 使用予定期間

様式第4号（第7条第1項関係）

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に係る交付決定前着手届

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代 表 者 氏 名 印

年度草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、下記のとおり交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は、自らが負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が予定していた交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	交付決定前着手の理由

様式第5号（第7条第3項関係）

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に係る着手届

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経 営 体 名
代 表 者 氏 名 印

年度草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金に基づく事業について、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

事業内容	
事業費（円）	
所在地	
着手年月日	
完了予定年月日	

様式第6号(第9条関係)

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金変更承認申請書

草津市長 宛

年 月 日

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 事業内容および事業費の内訳

Table with columns for 事業内容, 実施期間 (着手年月日, 完了年月日), 事業費 (補助金(A), 融資金(B), その他(C)), 備考

※枠内の上段は括弧書きで変更前の内容、下段は変更後の内容を記入してください。

様式第7号(第10条関係)

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金概算払請求書

草津市長 宛

年 月 日

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金について、下記のとおり概算払によって交付されるよう、草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

Table with columns for 項目, 金額. Rows include 交付決定額, 既受額, 今回請求額, 交付決定額との差額.

Form for 補助金振込口座. Includes fields for 金融機関名 (ゆうちょ銀行以外), 支店名, 口座番号, 記号欄.

Form for 口座名義. Includes fields for フリガナ, 口座名義, 住所.

(注) 補助金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付してください。

様式第8号(第12条第1項関係)

草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金実績報告書

草津市長 宛

年 月 日

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、その実績を報告します。

記

1 事業内容および事業費の内訳(実績)

Table with columns for 事業内容, 実施期間 (着手年月日, 完了年月日), 事業費 (交付金(A), 融資金(B), その他(C)), 備考

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業に係る契約書および請求書等当該事業に係る事業費が確認し得る書類
(2) 領収書の写し
(3) 整備内容が確認できる写真
(4) その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第12条第3項関係)

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

草津市長 宛

住 所
経営体名
代表者氏名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、草津市園芸施設用パイプハウス撤去および処分費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 第 号で通知した補助金の額 金 円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
4 補助金返還相当額(3-2) 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
・補助対象事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 []
(注) 消費税および地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助対象者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)および損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
・補助対象者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料